

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成26年1月31日

【会社名】 株式会社京王ズホールディングス

【英訳名】 KEIOZU HOLDINGS COMPANY

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横江 実

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 横江実は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成25年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を認識し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社8社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、後記のとおり、全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が認められたことから再度検討し、前連結会計年度の売上高の概ね9割に達する範囲の事業拠点を評価の対象としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

また、過年度連結会計における不適切な取引及び会計処理に関わる業務プロセスとして資金管理プロセスを評価対象としております。

さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

当連結会計年度末日時点において、当社と前代表取締役及びその個人会社らとの間に、下記の是正すべき外形的事情が残存しており、当社と前代表取締役との関係性に係る疑義を払拭できないことから、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が認められると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

- (1) 前代表取締役が時折当社に来社しているという事情
- (2) 前代表取締役の個人会社の一つにつき、その本社住所が当社の住所と同じであるという事情
- (3) 当社の連結子会社の一つにつき、その株式の全部を前代表取締役の個人会社の一つが保有しているという事情
- (4) 過去になされた、前代表取締役の個人会社の一つと当社（吸収合併消滅前の子会社）との間の不動産売買契約に基づき、当該不動産の所有権者を当社とする所有権移転登記手続が未了であるという事情
- (5) 前代表取締役及びその個人会社らに対する貸付金を担保するための、前代表取締役の個人会社の一つが保有する株式に係る質権設定契約に基づく質権設定手続が未了であるという事情

以 上

上記内部統制の不備が、当連結会計年度末日までには是正されなかった理由は、当該外形的事情が当社の意思のみによって解消できるものではなく、相手方の協力及び任意の実施を求めて交渉を続けてきたことにより、是正手続の実施が当事業年度末日以後となったためです。

なお、当連結会計年度末日以降本報告書の提出日までの間に、上記外形的事情の大部分（(1)乃至(4)）については、疑義は払拭されております。したがって、本報告書の提出日において、当社の内部統制の整備及び運用の状況は、有効であると評価いたします。

一方、上記(5)については、引き続き質権設定手続への協力を求めるとともに、顧問弁護士を交えて、法的措置も含めた種々の債権保全措置を検討いたします。

当社グループは財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、引き続き全社統制及び業務処理統制の強化・改善を行ってまいります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。